重要なお知らせ

令和8年8月

お客さま　各位

東濃信用金庫

令和8年10月1日以降の商業手形割引のお取り扱いについて

東濃信用金庫は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応として、令和9年4月以降を期日とする商業手形割引の新規受付を終了するとともに、令和8年10月1日以降に振出された商業手形割引の新規受付を中止しますので、下記の通りお知らせします。

記

「振出日」が令和8年 9月30日までに振出された手形・・・・ ○手形割引受付可能

「振出日」が令和8年10月　1日以降に振出された手形・・・ ×手形割引受付不可

「振出日」が未記入(白地)の手形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ×手形割引受付不可

手形期日「令和9年3月31日」以前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ○手形割引受付可能

手形期日「令和9年4月　1日」以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ×手形割引受付不可

※でんさい割引は引き続きご利用いただけます。

※ご不明な点はお取引店舗に問合せください。

以上

東濃信用金庫